

林業と薬剤

NO. 18 10. 1966



社団法人 林業薬剤協会

苗畑の線虫被害と防除（その二）

目 次

苗畑の線虫被害と防除（その二）	千葉修	1
24-D, 245-T 系除草剤について	辻 醇一	5
刈払機併用による除草剤散布とその問題点	佐藤敏見	9
農薬の登録について	吉田孝二	11
林業薬剤隨想	細越進	13
お願いの書翰	中村毅	15
ヘリ散布見たまま	権根正一	16
エゾノウサギの生態	柳沢正雄	17
海外ニュース		19

・表紙写真。

伐採前地ごしらえ

上木はカラマツ

提供 林薬協

5. 防除法

前号で述べたように、苗木を加害する線虫の種類や苗畑の環境条件は農業畑作物の場合と大差はない。この点からみると、防除法も基本的に農業畑作物の場合と同様といえよう。

しかし一方、その被害形態や栽培様式などの点からは、両者の間にかなり大きな相違がある。すなわち、苗木の場合には、内部寄生性のネグサレセンチュウによる被害が被害の主要部分を占め、農作物の主要線虫であるネコブセンチュウやシストセンチュウによる被害はごく少ないと、永年生であるために播種床で内部寄生性線虫の害をうけるとその後長い間直接の影響をうけること、被害形態が農作物の場合と異なる点が多く、とくに後述する線虫と土壤菌による関連病害が被害のかなりの部分を占めていると予想されること、さらには栽培樹種が限られていることや当年生苗と床替苗とでは栽培条件が異なること、などである。防除もこれらの点の考慮を不可欠とし、この意味で、林業苗畑では農業畑地の場合とは異なった独自の防除体系の確立が要望される。

現在のところ苗畑における防除法はまだ確立されるにいたらば、今後各種の試験によって究明すべき点が数多く残されている。それはそれとして、今までに得られた知見によって防除法の概略を説明し、問題となると思われる点をあげてみよう。

防除法は、1) 播種や床替時あるいは苗木の生育時におこなう薬剤による土壤消毒、2) 苗木の掘取時におこなう線虫が寄生している苗木の根の消毒、3) 各種の育苗的手法により寄生線虫の密度低下や被害軽減をはかる間接的防除、に大別される。

1) 薬剤による土壤消毒

a) 薬剤の種類

殺線虫剤には多くの種類があるが、現在一般に広く使用されているのは、クロールピクリン・D-D・EDB・DBCPの4種類である。これらは油剤・乳剤・粒剤など製剤形態にちがいはあっても、いずれも有効成分がガス体となって土壤粒子の間を拡散しながら、そこに生息している線虫を殺すものである。これらの薬剤は殺線虫力も大きいもので、使用方法が適切であれば防除効果は大

* 農林省林業試験場樹病科長・農学博士

千葉修*

きいが、価格が高い、薬害が強い、使用方法が面倒である、などの欠点もある。

これらの薬剤の他に、メチルプロマイドやペーパムなどがあるが、前者は使用しにくく、後者は殺線虫力が劣るためあまり使用されていない。しかし、この両薬剤には殺線虫力のほかに殺菌や除草の効果があるので興味がもたれる。

一方、最近種々の薬剤が開発・供試されているが、この中には上記薬剤の欠点を補うかなり有望なものもあるようである。たとえば、5121粒剤は薬害がほとんどなく、また、有機リン剤であるため線虫だけでなくハダニやアブラムシにも有効であるといわれ、IK-141(ネマモール)・TS-10、CDB剤などは国産品であるため価格が安いことや生育期にも使用できるなどの特長をもつ。これらの薬剤はまだ林木苗に対しては試験が始まればかりなので、使用方法や効果については不明な点が多い。しかし、今後種々の検討を重ねることによって、苗木や加害線虫の種類・環境条件・使用時期などに応じて、従来の薬剤をふくめてそれぞれの薬剤の特長を生かした使い方がされ、より有効な防除法が確立されることが望まれる。

b) 主要薬剤の性質

はじめにあげた4種の薬剤のようなくん蒸剤の場合には、ガス化の早さと拡がりが使用方法や防除効果と密接な関係をもつ。ガス化の早さをきめる沸点についてみると、DBCPは他の薬剤とくらべて著しく高く、このためガス化がおそい。また、ガスの拡がりの程度は蒸気圧によってきまるが、25°Cでの各薬剤の蒸気圧は、クロールピクリン: 23.9, D-D: 37.0, EDB: 11.0, DBCP: 0.88である。この蒸気圧が高いほどガスは早く拡がる。したがって、DBCP剤は他の薬剤にくらべて地中でのガスの拡がりかたが目立っておそく、遅効性であり、一般に地温(地下15cmくらい)が20°C以上になってから使用される。他の薬剤の適温は10~15°C以上とされている。D-Dやクロールピクリンは10°C以下の地温のときにも使用できるが、ガスの拡がり方がおそくなるので、後にのべるガス抜きや植栽までの期間に注意する必要がある。また、この薬剤を高温時に使用する場合には、充分に殺線虫効果を現わさないうちに地上へ抜けてしまうので、ガスの逸散を防ぐ処置が必要となる。

地中でガス化した薬剤の拡がり方にも薬剤によって多少の相異がある。すなわち、クロールピクリンは上下の拡がりにくらべて横への拡がりはおそらく、D-Dでは下方よりも上方へ拡がりやすい。EDBとDBCPは上方よりも下方へ拡がるが、とくにDBCPではこの傾向が強い。

このような薬剤の拡がりは土壤の物理的性質、とくに土壤の粒子や孔隙の大きさによって強く影響される。これらによって、ガス化した薬剤の拡散や土壤粒子に吸着される程度が異なるためである。一般に砂質土>壤土>植土の順で拡がりやすく、重粘な土壤ではいちじるしく不良となる。また、同じ土壤でも水分含有量によって差異があらわれ、乾きすぎている場合はガスが空気中に逸散しやすく、湿りすぎていると土壤中の拡がりが不良となり、ともに充分な効果をあらわさない。これらの性質は使用の時期や方法をきめ、使用後の処置をする上で心得ておかなければならぬことである。

薬剤の性質として注意しなければならないことに、苗木に対する薬害と人畜に対する毒性がある。

薬害はクロールピクリンでとくに甚だしい。D-DやEDBは前者ほどではないがかなりの薬害を生じる。したがってこれらの薬剤を使用する際には、後述するように施用後播種または床替までに一定の日数をおく必要があり、また生育中の苗木に対しては使用できない。DBCP・ネマモール・5121粒剤は特定な農作物を除いて薬害はほとんどないといわれているが、林木苗（とくに播種苗）についてどの程度の薬害を示すかは検討中である。もし薬害がほとんどないとすれば、生育期間中の処理が可能となるので、使用上大きな特長となろう。

人畜に対する毒性もクロールピクリンがもっとも大きい。少量でも催涙性が強く、多量に吸いこむと死亡の危険もあるので厳量な注意が必要である。D-Dは皮膚を侵すので、薬液がついたらすぐに石けん液で洗いおとす必要がある。EDBやDBCPは毒性は低いが、長時間ガスを吸入しないことや作業後顔や手足を石けん液でよく洗っておくなどに注意する必要がある。ネマモールの毒性はEDBなどに準じ、5121粒剤はこれらよりもかなり毒性が強いようである。

c) 使用法

薬剤を土壤に施用する方法には、畑の全面に処理する方法と、植穴あるいは種子をまくか苗をうえる部分だけに溝を造って処理する部分処理とがある。苗畑では一般に全面処理が適当なのでこの方法についてのべることにする。

i) 施用前の整地 ガス化した薬剤が土壤中をよく拡散するようにするために、一般によく耕やして整地してから薬剤を施用する。しかし、砂質土壤では整地だけに

とどめた方がよく、一方、重粘な土壤の場合には耕耘を欠かせない。ただし後者の場合、粗く耕やしたままで施用すると、土塊の間の大きな隙間からガスが逃げて効果が不充分となるので、土塊をくだいてよくならしておくことが必要である。

なお、整地の場合に、土中にある前作物の根などの有機物はていねいにとり除いておかなければならぬ。これらの有機物に薬剤のガスが吸着されるばかりでなく、ネグサレセンチュウのような内部寄生性の線虫がひそんでいて、施用後も生き残り新しい被害の伝染源になる危険があるからである。

ii) 薬剤の施用 全面処理による薬剤の施用には、一般に油剤または乳剤を点状に注入する方法と、これらの液剤または粒剤を畑面に等間隔に作った溝に灌注あるいは散布する方法がある。

点状処理——整地が終ったら畠面に30cm角のゴバン目の線を引き、千鳥状に●印の地点を薬剤の注入点とする。次に、各注入点に穴を開けこみに薬剤を注入して、ただちに足でふみつけて穴をふさぐ。クロールピクリンおよびD-D・EDBの油剤が主として使用され、注入する量は約3cc、穴の深さは15cmが標準である。

一定量の薬剤を能率的に注入する機械として、手動式土壤消毒機（図参照）や動力土壤消毒機がある。これらの器具を使用する場合には、使用前に注入する深さと薬剤の量が一定となるように調整しておく必要がある。なお、クロールピクリンは金属を腐蝕させるので、使用後には10%炭酸ソーダ水かハイポンで器具をよく洗っておく。D-Dを使用した場合にも、石油でよく洗ってお

いた方がよい。

溝状処理——整地が終ったら約30cm間隔で深さ20cmくらいの溝を掘り、この中に薬剤を施用（液剤の場合灌注、粒剤はばらまき）し、施用後土をかぶせてよくふみつけておく。DBCP乳剤および粒剤、EDB乳剤が主として使用される。これらの薬剤は製剤によって成分量が異なっているので、使用書をよくよんでから実行する。一例をあげれば、DBCP 80%乳剤では10aあたり3Lの原液を150倍にうすめて使用、DBCP 20%粒剤では10aあたり10~15kgである。

iii) 薬剤施用後の処置 薬剤処理がすんだら、DBCPの場合を除いて、ガス化した薬剤がよく土壤中に拡散してから空気中に逸散し、薬害がなくなるのを待つ。この場合、薬剤の種類・土壤の性質・使用時期によっては、有効ガスが充分に殺線虫効果をあらわす前に空気中に逃げてしまわないように処置することが必要である。

例えば、クロールピクリンやD-Dを砂質や火山質土の土壤に使用したり、地温が高くなってから使用する場合には、薬剤の施用後すぐに土壤表面に水をまいて水封したり、ビニール被覆をする必要がある。水封に使用する水の量は、土壤表層2~3cmがぬれる程度でよく、多すぎるとかえってガスの拡散を妨げる。一方、使用薬剤の適温よりも低すぎるときに使用する場合には、ガスの拡散がおそくなつて消毒が不完全となり、薬害もでやすいので、床面をビニールなどで被覆して地温をあげてやることが必要である。

施用後10日くらいたつたら、地表をかるく耕やしてガス抜きをおこない、さらに数日たってから播種または床替をおこなうのが標準である。ガス抜きまでの期間は地温が高い時にはもっと少なくともよいが、地温が低いときは15~30日を必要とする。なお、播種がおくれて作業を急いでいる場合には、D-DやEDBでは施用後5日で播種しても薬害が出なかつたという実験結果がある。しかし、床替の場合には上記の日数に従う必要がある。

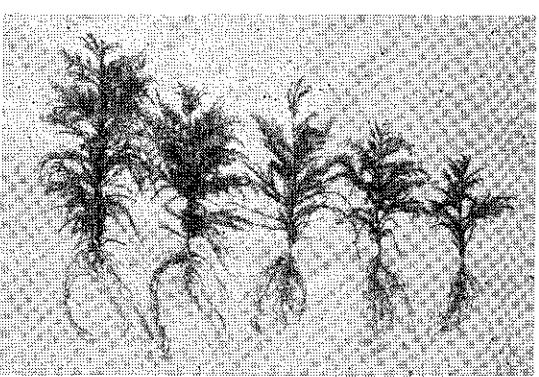
多雪地などで作業の都合上、前年の秋に薬剤処理をしなければならない場合があるが、この際は積雪や地面の凍結などのため、いつまでもガスが抜けずに残っているので、春になつたらよく耕やしてガス抜きを充分にする必要がある。

iv) 生育期の処理 DBCPは他の薬剤とくらべて薬害が著しく少なく、このため生育期間中にも処理ができる特長をもつ。新薬剤のうち、ネマモールや5121粒剤などもほとんど薬害がないといわれている。これらの薬剤の林木苗に対する薬害の程度については検討すべき点が残されているが、作業上からみても、少なくも床替苗に対しては応用の可能性は高いと思われる。ただ、苗木で

は栽培様式や特異な症状が現われないため肉眼的診断が困難なことなどからみると、実際に苗畑で適用されることは多くないであろう。苗畑での主体は播種または床替前の処理であつて、生育期の処理は主として定植後のものに適用されるもののように思われる。

d) 薬剤施用による徒長

薬剤を使用する際に注意しなければならないことは、薬剤が線虫を殺す効果のほかに、苗木そのものに対しても影響することである。とくに、クロールピクリンやD-Dでは、著しい徒長がおこつたり、根は直根が異常に発達し側根が少なくなることが多い。薬剤の施用によ



殺線虫剤のスギ苗におよぼす影響
左からクロールピクリン、D-D、EDB、DBCP 無処理

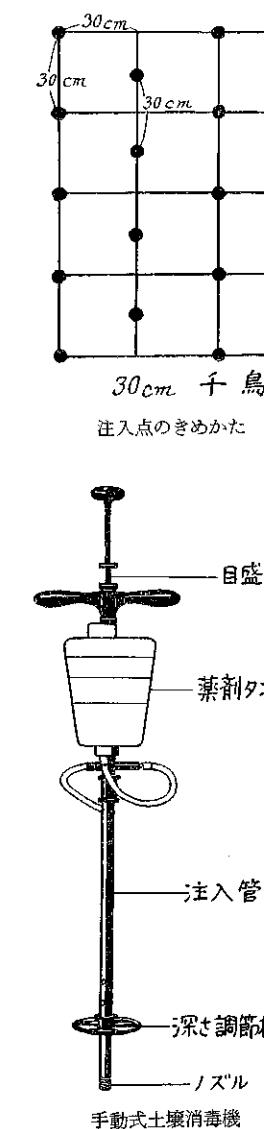
って土壤微生物相に大きな変化がおこり、これが苗木の養分吸收、とくにチッソ吸収を著しく促進することが原因であるといわれている。

ところで、1年生作物の場合ならば、このような現象はむしろ収量の増加として歓迎されることもある。しかし林木苗の場合には、山に植えて健全に育つ苗木を作ることが目的であり、このような苗木はこの点から評価されなければならない。とくに最近造林地の拡大とともに各地で凍害や寒風害などの被害が問題となっている。もし殺線虫剤の施用によって徒長した苗木がこれらの害に対して弱いとすれば、生長促進はかえってマイナスの結果をもたらすことになる。

したがって、これらの薬剤を施用した場合、慣行の施肥設計をどのように変更するかは、今後に残された大きな問題である。この検討がされるまで、当面少なくもチッソ肥料の施肥量をかなり大巾に減らすことがよいようと思われる。また、この理由から、薬剤の施用は線虫の被害の程度を充分に確かめてからおこなうこととし、やたらに施用することをつづしむことも必要であろう。

2) 苗木の根の消毒

前号でのべたように、林木苗ではネグサレセンチュウによる被害がもっとも大きい。このような内部寄生性線



発現は、接触型除草剤と異なり、遅効性である。（効果発現から枯死させるまでの期間は、温度並びに対象雑草木の種類によって異なるが、通常1～2日で発現、10～20日位で枯死させる）

245-T はまた、典型的な選択性の除草剤で 2,4-D と同様、イネ科植物（ササ類、ススキ、チガヤ等）には作用が小さく、広葉植物に強く作用する特性を持っている。なお、24-D に比して、一般広葉雑かん木に対する効果は高く、常緑針葉樹（スギ、ヒノキ等）には作用の小さい傾向が認められている。

本剤は、雑草体内への浸透性を良くし、揮発飛散による他植物への薬害を回避するため、特殊の低揮発性アルコールを 245-T と反応させ、エステル剤としている。従って本剤は、広葉雑かん木の優先する植生に対して、最も効果的な除草剤である。

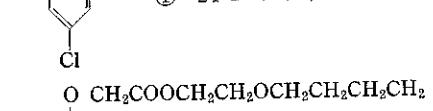
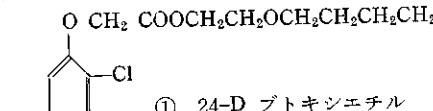
2. ウィードンブラッシュキラー乳剤

1) 有効成分並びに含有量

〔化学名〕 ① 2,4-ジクロルフェノキシ酢酸(24-D)
ブトキシエチル…41%

② 245-トリクロルフェノキシ酢酸ブトキシエチル…19%

〔構造式〕



2) その他の有効成分並びに含有量：有機溶剤、乳化剤…40%

3) 製品型態：前記のウィードン 245-T 乳剤と同様で、水に易溶、乳化液として使用するほかに、ケロミン、ディゼル油に溶解し油溶液としても使用できる。

（比重 1.16）

4) 作用特性：本剤は前述の木本類に効果の高い 245-T と同系のホルモン型除草剤である 24-D とを混合した除草剤である。

24-D の作用性も 245-T と同様で、イネ科植物には作用が小さく、広葉植物に強く作用する典型的な選択性除草剤であるが、特に広葉草本類に対する殺草効果が高く、また木本類に対する殺草効果も 245-T に比べやや対象範囲の狭いきらいがあるが、特定の広葉雑かん木に

は 245-T と同様、高い効果を現わす。本剤は、林地における雑かん木、広葉草本の自生状況に合わせ種々の混合比が検討され、これ等の雑かん木の枯死に最も効果の高い混合比（有効成分を酸量に換算し、24-D2 : 245-T1 の混合比としている）が採用されている。また、前述のウィードン 245-T 乳剤と同様、特殊の低揮発性アルコールを有効成分に反応させエステル剤としているから、薬剤の植物体内への浸透性が高く、揮発飛散による他植物への薬害の心配はない。従って本剤は、広葉草本と広葉雑かん木との混生地に最適の除草剤である。

2,4,5-T ブラッシュキラーの対象植生別の反応効果についての一例を示すと第1表の通りである。

第1表 245-T 及びブラッシュキラー乳剤植生別反応効果
(林業薬剤協会 昭和38年度熊本管林局林地除草剤適用試験)

薬剤名 散布量(製品)	245-T 乳剤	ブラッシュ キラー
	100 cc/a	100 cc/a
雑草名		
ウラジロ類	◎	○～◎
コナラ	◎	○
アラカシ	○	○
ナラガシワ	○	×
エゴノキ	○	○
ヤマザク	○	○
ウルシ類属	○～◎	○
イチヂク	○	○
スクワニカムギ	○	○
アカメガシ	○	○
アナメノキ	○	○
クワニカムギ	○	○
コバノガマズミ	○	○
ネモチキ	○	○
ネジシャンボ	○	○
ヤマガキ	○	△
ヤマカバ	○	○
ヒクマツヅラバ	○	×
サルトリイバラ	○	○
ヤマツバジジイビ	○	×
ヤナツンマジイビ	○	○
ワラ	▼～○	○

効果発現経過

薬剤名 植生別	日数	散布後経過日数				
		4	7	12	22	35
かん木類 245-T 乳剤	×	△	▼	▼	～○	○～○
245-T ブラッシュキラー乳剤	△△	▼	○～○	○～○	○～○	○～○
シダ類 245-T 乳剤	×	○	○	○	○	○
245-T ブラッシュキラー乳剤	×	○	○	○	○	○

〔注〕 反応記号

- × 全然反応のないもの
- △ 薬斑、黄変、白変や葉先または芽のちぢれ等が認められる
- ▼ 上記の反応が進み褐変、奇形、萎凋等が認められる
- 大部分の葉が落葉し、又は植物体の大部分が変色、萎凋甚しく枯死寸前のもの
- ◎ 地上部完全枯死

II. 対象植生並びに使用基準

1. 対象植生

1) 亂れやすい雑草木

① 雜かん木類：コナラ、ガマズミ、エゴノキ、ノブドウ、クマイチゴ、ニワトコ等の広葉草本類

② つる類：フジ、クズ等

③ 羊齒類：ワラビ、コシダ等

④ 広葉草本類：フキ、エゾノキツネアザミ、マキノキリソウ、オカトラノオ、オミナエシ等の広葉多年生雜草並びに一年生広葉草本。

2) 枯れにくい雑草木

① イネ科植物（クマザサ、ミヤコザサ、ススキ、チガヤ等）は抵抗性が強く所定の濃度では枯死させることができない。

2. 使用基準（林地における使用基準）

245-T、ブラッシュキラー乳剤の使用基準は、過去3年間における林業薬剤協会を通じ、国有林関係試験の結果より、次の通りとなっている。

適用場所	製品量	散 布 方 法	使 用 時 期
造林地の地拵え及び下刈り	1.5 l/ha ～3.0	水またはケロシン、ディゼル油 30～50 l/ha に稀釀し除草剤散布装置付刈払機を使用して、刈払いと同時に切口に塗布並びにその周辺に散布する。	雑かん木の新葉展開終了期より落葉期まで。
造林地の地拵え	7.0～15.0	水またはケロシン、ディゼル油 250～500 l/ha に稀釀しミスト機で茎葉全面に散布する。	

なお、上記使用基準のほか、次の様な使用方法についても現在試験研究が進められ、高い効果が認められている。

処理対象	処理方 法	備 考
広葉樹の切株処理（萌芽を生じた切株を含む）	30倍の油溶液を切株の切断面及び樹皮全面に散布液がしたたる程度まで、充分に散布する。年間を通じて処理できる。	広葉樹の再萌芽生成の防止を目的とする。
立木基部樹皮処理	30倍の油溶液を樹幹基部（約30 cm の高さから地表面まで）に全表面が充分に濡れるよう散布する。年間を通じて処理できるが1～8月処理が効果的である。	直径10～15 cm までの小樹木及びかん木の枯殺をする。
處理樹皮切込み処理	樹幹基部（出来るだけ地表面に近く）に上方から下方への環状切込みをつくり、20倍油溶液を切込みに充分散布する。年間を通じて処理できる。	直径10～15 cm 以上の樹木枯殺を目的とする。

III. 使用方法並びに使用上の注意事項

1. 下刈り地における使用

除草剤散布装置付刈払機を使用し、刈払いと同時に薬液がその切口に塗布されると共に、主として植栽樹の条間に散布される様に散布する。

245-T、ブラッシュキラー乳剤とも、前述した通り、常緑の針葉樹に対する効果は比較的小さいが、薬剤が直接植栽木に散布されると薬害を生じ、生育に悪影響を与えるおそれがある。（特に下刈り時の様に、植栽木の生育の旺盛な時期に薬剤が生長点に直接散布されると、生長停止か場合によっては生長点が枯死するおそれがある）従って両剤を下刈り地に於て使用する場合は、全面散布は避ける。

なおカラマツ、アカマツはスギ、ヒノキに比べ薬害を受けやすいので、刈払機併用の場合でも植栽後2～3年位のものは使用しない。

2. 除草剤散布装置付刈払機による処理

1) 特徴：この方法は昭和37年～38年に名古屋管林局に於て開発された新しい方法で、刈払機による雑草木の機械的防除法と除草剤による雑草木の化学的防除法を組み合せ、その相乗効果によって次の様な優れた特徴をもつ画期的な防除法である。

なおこの方法による39年度試験結果の一例は第2表の通りである。

① 機械的防除法に比して、雑草木の枯殺、再生抑制効果をさらに高め、年2回刈りの必要な下刈り地に於ては、2回目の下刈り作業を省略することができる。また次年度の下刈り功程にも好影響を与える、下刈り功程の合理化が図れる。

② 除草剤のみによる防除に比して、単位面積当たりの薬量を著しく節約できる。（除草剤のみによる場合1/3～1/10）。また林地に全面的に導入することは至難とされている除草剤の水溶液散布を、散布絶対量を大巾に減量する（水溶液全面散布に比して1/10以下）ことにより可能とし、除草剤の効果的な利用法確立への途を開くことができる。

③ 除草剤の全面散布による植栽樹への悪影響を回避し、薬害発生の危険性のある強力なホルモン型除草剤の造林地下刈り作業への導入を初めて可能にすることができる。

なお除草剤散布装置付刈払機については、名古屋管林局指導により共立農機（株）が考案開発したものが使用されている。

3. 地拵え地における使用

地拵え地における使用については、主として伐採後の広葉樹および切株よりの萌芽の防除に、対象雑かん木の

第2表 昭和39年度 林業薬剤事業化試験報告抜粋

A ① 実施場所 名古屋営林局管内

② 敷布薬量及び稀釀水量

ウイードン 245-T 乳剤 (刈払機併用散布)

薬剤名		薬剤量 l/ha	稀釀量 l/ha
ウイードン 245-T 乳剤		1.5	30
ウイードンブッシュキラー乳剤		1.5	

署名担当区	樹種	散布月日	調査月日	経過日数	散布時植生			除草効果				薬害			
					広葉樹	雜草	ササ類	その他	完全枯死	半枯死	小枯死	無枯死	完全枯死	半枯死	小枯死
古川池	本スギ, ヒノキ	7.17	8.21	33	50%	30%	20%	0%	70%	10%	0%	20%	0本	0本	0本
神岡船津	スギ	6.24	8.11	46	40%	60%	0%	0%	50%	20%	10%	10%	0	10	30
高山巣野俣	スギ, ヒノキ	6.24	8.14	29	57%	26%	12%	5%	54%	28%	10%	8%	0	0	0

ウイードンブッシュキラー乳剤 (刈払機併用散布)

下呂管	田	スギ, ヒノキ	7.28	8.28	30	55	45	0	0	45	33	15	7	0	0	0
-----	---	---------	------	------	----	----	----	---	---	----	----	----	---	---	---	---

B ① 実施場所 大阪営林局管内

② 敷布薬量及び稀釀水量

ウイードン 245-T 乳剤 (刈払機併用散布)

薬剤名		薬剤量 l/ha	稀釀量 l/ha
ウイードン 245-T 乳剤		2.0	
ウイードンブッシュキラー乳剤		2.0	70

大津	ヒノキ	7.12	9.13	62	58	3	35	4	完全枯死	半枯死~	無枯死	0	0	0
"	ヒノキ	7.28	9.29	62	60	0	30	10	30	70	若干	0	0	0

ウイードンブッシュキラー乳剤 (刈払機併用散布)

大津	ヒノキ	7.7	9.8	62	60	0	30	10	14	86	若干	0	0	0
"	ヒノキ	8.1	10.1	62	60	0	30	10	34	64	若干	0	0	0

茎葉全面に散布する方法が最も高い効果を示す。

全面散布による他、前述した下刈り地における使用と同様、除草剤散布装置付刈払機による方法もある。しかし地持え地の場合は雑かん木の繁茂状況が旺盛なことが多く、通常の刈払機では作業が困難で、またかん木類の完全枯殺には全面散布による方法が安全である。

全面散布を行なった地持え地に於ては、通常の地持え作業の必要がなく、植栽時に簡単な手直し程度の地持え作業を行なうのみで良く、また植栽当年の植生に対する再生抑制効果も高いので、萌芽、かん木の優先する植生地帯では下刈り作業の省略も可能である。

ただ、薬剤を使って地持えを行なってから植栽までの期間は、安全性をみて薬剤散布後3ヵ月以上おくことが必要である。

4. 敷布上の注意事項

① 敷布直後雨に合うと薬液が流されて効果が劣る場合があるから、散布後半日位降雨の心配のない日を選んで散布すること。

朝露や前日の降雨などで雑かん木の茎葉がぬれている場合の散布は差支えないが、特に降雨のひどい後は避けた方がよい。

② ミスト機使用の場合は散布もれのないよう充分注意すること。

③ 落葉期に入ったり、まだ新葉が出揃っていない時期は効果が落ちるので、必ず対象雑かん木の生育期間中に散布すること。

④ 対象地に隣接して、桑、果樹、畠作物が植えられ

ている場合は、薬害の危険があるので散布の際注意すること。

また近くに5年以下の植栽木のある場合は、やや低圧にして散布すること。

5. 取扱上の注意事項

① 人畜毒性：245-T は LD 50, 350~500 mg, 24-D は LD 50, 375 mg で、普通物取扱いで所定農度では人畜に対する危険はない。

② 皮膚、眼に対する刺激性：両剤とも刺激性はない。しかし油溶にしたものに長時間触ると刺激受けことがある。

③ 引火性：両剤とも引火性燃焼性はないが、溶剤に油性のものを使用しているので、火をつけると溶剤が燃焼することがある。

④ 腐蝕性：両剤とも金属を腐蝕するおそれはない。

⑤ 器具の洗滌：除草剤散布装置付刈払機は除草剤散布専用であるため洗滌の必要はないが、作業終了後1~2度軽く水を通した方がよい。

なお全面散布に使用したミスト機や、薬剤調製、薬剤運搬に使用した容器は、そのまま苗圃の消毒など除草剤散布以外の目的に使用すると思わぬ薬害を起こすおそれがあるため、使用後水で1~2回洗滌後、石鹼水で充分洗滌し、さらに2~3度水洗する。

⑥ 貯蔵：両剤とも比較的安定した薬剤であるから、貯蔵中変質することはない。

乾燥した冷暗所に火気を避け、他の農薬、作物の種子などかな離して保管する。

刈払機併用による除草剤散布とその問題点

佐藤敏見*

きており、使用者の操作により任意に噴流のみを止めることもできる。

4. 試験地設定

沢から峰に直線をとり、この両側に 25m の幅をとり、水平距離 40m ごとに印づけし両側に 5 区、計 10 区の試験地を設定した。

そして 1 区は薬剤①、2 区は薬剤②、3 区は薬剤③、4 区は薬剤④、5 区は薬剤⑤の各 12l 区、6 区は薬剤⑥の 6l 区、7 区は薬剤④の 6l 区、8, 9, 10 は対象区として機械刈払区とした。12l, 6l は ha 当りの薬量である。これに水を加え適量とするが、この試験では 12l 区が水を加え 10 倍、6l 区が 20 倍である。

5. 敷布前の下層植生

上層は秋田天然スギの疎林のため、陽光の斜入が比較的多く、従って下層植生も密でその種類も多い。すなわち、クロモジ、オオカメノキ、モミヂイチゴ、ウワミズザクラ、ムラサキシキブ等の雑かん木が生立し、この間に僅かに広葉樹が点生していた。この秋田天然スギを立木処分し、跡地は昭和 41 年春スギの人工造林予定地であり、ここを伐採前地持を実行しようとするものである。

2. 使用薬剤

薬剤名	有効成分	剤型
① カイコン水和剤	24-D(43%) + ATA(43%)	水和剤
② ウイードン 245-T	245-T (58%)	乳剤
③ ウイードンブッシュキラー	245-T(19%) + 24-D(41%)	"
④ 同 245-T NB	245-T ノルマルブチルエステル(51%)	"
⑤ ブッシュキラー N-Ba	245-T(36%) + 24-D(17%)	"

3. 使用刈払機

この試験では共立農機(株)の薬液吐出装置付刈払機を使用した。

これは 2l の薬液が入る薬液タンクと圧力ポンプが取付けられた刈払機で、機械始動と同時に薬液が鋸歯の下に噴出し、刈払物の切口及び地表に散布されるようにで

* 秋田営林局

6. 敷布当日、前後の天候

-2	-1	当日	1	2	3	4	5
雨のち曇	曇	曇	曇のち晴	曇	曇	曇	曇

気圧 1008 ミリバール、温度 21.5°、湿度 80%

7. 刈払機の回転数と薬剤噴流の関係

薬液散布は、さきに述べたように刈払機の回転数に応じて薬液が噴流するため、この試験ではあらかじめ造林

課機械係の計算で、仕事をし易いように1分間に5,000回回転として、機械メーカーに処置を依頼し、作業員を指導した。この回転数では1時間に薬液が2.4l噴流する。

8. 試験結果

昭和40年10月4日、この試験地の最終調査をした。刈払物の全部は殆んど褐変し、かつ刈払地の切口よりの植物再生は薬剤、またはha当たりの施用量によって目で見分けられるほどの差異はなく、いずれの試験区も再生度は低く、再生度の多いところでも(10m²当たり)せいぜい20%程度である。再生植物はかん木類ではクロモジ、ヤマグワ、オオカメノキ、チシマザサ等、草本植物ではゴトウヅル、トリアシショウマ、ミヤマイタチダ、ミヤマカソスゲ等が見られその再生高は20~30cm内外であり、一見してかなり薬効が見られるようであるが、ただ調査時はすでに立木が処分され伐倒、枝おろし、小運搬、このほか労務者の作業等により地表面がかなりいためられ、一部は土壤が全く露出しているところもあり、その再生植物の抑制はそのすべてが薬効によるものかどうかは判断に苦しむところであった。

いずれにしてもこの方法はアイデアのよさと、翌年度以降の下刈に際して雑草、かん木が対象区よりはるかに低い、再生量を示すにおいては効果も充分認められようという観察と、各試験区の個々の再生植物名とその程度を詳細に記録し林野庁へ復命、完結とした。

ちなみに試験区7, 8, 9の機械刈払区の再生度は同日調査で40~50%の占有面積割合を示していた。

9. 問題点

この試験では、机上の設計では全々気のつかない諸点を知らされた。このことは今後刈払機併用による薬剤散布事業に大いに参考になるのではなかろうかと思われる。あえて標題も前記のとおり問題点とした。以下これらについて諸点を掲記しよう。

1) この試験では機械の回転数を1分間に5,000回とした。しかしこれはあくまで薬液噴流と関係することであって、刈払功程とは直接関係がない。

例えばこの方法で刈払をしようとするに際して、作業員に技術上3段階があるとしよう。仮にBは一定時間にある面積を刈払う技術を持ち、Aはこの面積を刈払うのにBの80%の時間で仕事をする技術を持ち、Cは反対に120%の時間を要する技術者とする。

従ってその仕事の結果はAはその面積に対し80%の

薬量より散布しないことになり、Cは20%に相等する面積には、すでに薬液が使われてしまつて散布しない結果となる。

これを防ぐために、仮にBと同じ程度の作業員のみを使用するとしても、山の状態すなわち現地の植生は例え小面積であれ、決して同じ状態ではないので、そこに太い伐根の萌芽またはかん木があるとないとでは、刈払に要する時間が違うので、タンクの中の薬液の減る量はB1作業員とB2作業員とでは、当然違つてくるので、よほどこのことを念頭に入れてからないと、B1とB2作業員が同じ時間で、同一面積を刈払いしても、薬液の散布まで同じ面積に過不足なく全量散布は不可能といえよう。

2) この方法は刈払物の切口に薬液が噴流して、その切口株を枯殺する方法(このほか地表に飛散する薬液で草本類は枯殺される)アイデアとしては申し分がないようと思われる。しかし実際には瞬間に切り飛ばされるあの早さの切口面に、はたしてどれほどの薬液が付着するかを調べるために、私は全部の薬液に、口紅を入れて薬液を赤く色付けしたものを使用した。そして刈払後各試験区についてその切口を調査したところ、切口全面が赤く染っているものは殆んどなく、着色している切口のものも、その切口の一部に僅かに付いている程度であった。(これがメーカーのいうha当たりの施用量の倍量区12l/haであった)

3) 刈払機併用除草剤散布では、雑草かん木類は全部刈払われる所以、その実施年は薬剤の効力に関係なく目的が一応達せられる。(これが逆にこの方法の利点でもある)そして散布後雑草、かん木の再生状態を調査しても、その後の立木の伐倒、枝おろし、小運搬、労務者の歩行その他で地表面がかなりいためられ、再生度がはたして薬剤の効果のためのみかどうかの見極めが困難である。(これは他の散布方法でもいえることである)

4) この方法による薬剤効果の判定は、3でのべたように、その年度に地拵としての効果はなかなか見極めがたく、むしろ翌年度以降の造林地の下刈に際し、植生の伸長度を抑制するかどうかに在るのではなかろうか。

もし仮に下刈を1~2回省略できる程に抑制されたとしたならば、地拵時の効果よりは、かえつて下刈時の効果といふべく、いずれにしても薬剤効果の判定には、その年の再生状態の調査のほか、翌年度の下刈要・不要の調査も必要となるべきであろう。

農薬の登録について

吉田孝二*

農薬を開発し、販売しようとするとき農薬登録が必要であることはご承知の通りであるが、それでは登録に当って、実際の手続き、審査の経緯はどのようになっているのか、特に林業薬剤の場合にはどうか。これらについて、2, 3の関連した問題点と共に、ここに述べてみたいと思う。間接的にではあるが、農薬を適正に使用するための一助になれば幸である。

農薬の範囲

まず農薬とは正確にはどの範囲の薬剤を指すものであるか、という定義の問題が取り上げられる。

農薬取締法の第1条には、この法律でいう農薬の定義が記されているが、それによると「農薬とは農作物(樹木及び農林産物を含む)を害する菌、線虫、だに、昆蟲、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう」となつておる、また「防除のために利用される天敵も農薬とみなす」とされている。このことから林業薬剤として使用されているカラマツ先枯病防除剤、すぎ苗赤枯病防除剤、稚苗立枯病防除剤などの殺菌剤、松くい虫防除剤などの殺虫剤、野鼠防除の殺鼠剤などは当然農薬として登録の対象となり、また林地の下刈りや地ごしらえ用の除草剤も農薬に入ることになる。

しかし、除草剤でも栽植する予定のない非農耕地にのみ使用するような薬剤は農薬としての登録は必要とせず、また殺虫・殺菌剤でも既に材木として流通過程に入ったものに使用する薬剤は、農薬登録を受ける必要はないものと解釈されている。農作物の例では、ミカンが木になっている間、あるいは収穫後でも農家の庭先にある間に散布する薬剤は農薬であるが、それが市場に集められ、果物屋の店先に並べられた段階でかける腐敗防止の殺菌剤などは必ずしも登録農薬でなくともよく、食品添加物の規制を受けることになっている。林業薬剤の場合、生立木に散布する薬剤はもちろん農薬であり、また松くい虫の餌木に使用する薬剤や、林地の現場におかれ

た伐倒木の穿孔虫類、腐朽菌類防除に使用される殺虫剤、殺菌剤も農薬であると考える。それは、伐倒木を害する穿孔虫や腐朽菌は、そこを伝染源としてまん延すると考えられ、その伝染源を死滅させまん延を防ぐ薬剤は農薬であるとの解釈からである。しかし貯木場に入り、すでに流通商品として扱われている材木の殺虫防腐に使用する薬剤は必ずしも農薬でなくともよい。もちろんこの場合でも登録されている農薬が使用されることが多いと思われるが、他の化学薬品を使用するからといって、その薬剤を農薬登録しなければならないということはない。鼠の場合でも野鼠を対象とする場合は必ず農薬登録が必要であるが、家鼠を対象とする場合は防護剤としての認可は必要であるが、農薬登録は必要ないのである。ただ林地内の伐倒木にも、貯木場の材木にも広く使用する場合や、野鼠、家鼠共に使用する場合が実際には多いと思われる。この場合はやはり農薬としての登録を必要とするので、そのような用途のものでは初めから登録しておこことあり、使用に当っては、登録農薬を使用していただく方が安全である。

農薬登録の手続き

登録の手続きについては、使用者には直接関係のないことではあるが、新農薬がどのような審査を経て登録されるかを知ることは、農薬とはどういうものかを知り、適正に使用する上に間接的ではあるが意義があると思われる。

農薬登録の申請をする場合は、次の事項を記載した申請書に、それに関連した農薬の薬効及び薬害に関する試験成績、毒性に関する試験成績等を添付し、さらに登録しようとする農薬の見本とその見本の分析値を記した見本検査書(分析法添付)をそえて農林大臣宛(実際には農薬検査所総務課調査係)に提出することになっている。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 農薬の種類、名称
- (3) 物理化学的性状
- (4) 有効成分の種類及び含有量
(農薬見本、見本検査書、分析法添付)
- (5) その他の成分の種類及び含有量
- (6) 販売する場合の包装及び内容量
- (7) 適用病害虫(農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤では、適用農作物等及び薬効)及び使用方法
(薬効及び薬害に関する試験成績添付)
- (8) 使用上の注意事項
- (9) 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
(毒性に関する試験成績添付)
- (10) 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

(魚毒性に関する試験成績添付)

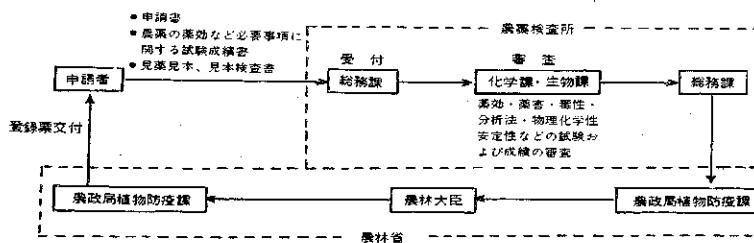
- ⑪ 引火し、爆発し又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
(これらのおそれのあるものについてはその試験成績添付)

⑫ 貯蔵上の注意事項

⑬ 製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名

⑭ 製造方法

● 農薬登録業務のしくみ



登録申請された農薬は下図にみるように、農薬検査所の化学課、生物課でそれぞれ技術的な面から検査検討される。そしてその結果、有効成分の含有量その他すべての記載事項に間違いがなく、また記載のような使用方法によって使用すれば、薬害も人畜、魚貝類への被害もなく、もちろん薬効があつて農薬としての価値があると認められると登録されることになる。この間、審査中に疑問な点が生ずると検査所では、申請者（農薬会社）にさらにそれを確かめるための試験成績を求め、また自らも試験を実施して確認を行なっている。また常に試験研究機関と連絡をとり、研究成果は直ちに正確な判断、審査の糧として反映されている。

検査検討の結果は、使用上の注意事項として特に書き加えられることも多く、また記載事項が修正されることもしばしばである。そしてこれらの登録事項はすべて、農薬の各製品のラベルに記載されることになっているので、農薬の使用に当たっては必ずラベル記載事項をよく読んで、適正な使用をされるようお願いする。

薬効、薬害に関する審査

上述のように農薬の登録審査に当たっては、農薬のプラスの面、マイナスの面それぞれの項目について慎重に検討され、審査されているが、特に薬効、薬害については試験成績の変動が大きく、僅かな成績からは確認が困難であり、必要な成績を取揃えるには、相当の期間と、非常な労力を要するものである。林業薬剤については特にこの点は問題である。

農作物対象の殺虫・殺菌剤については3カ所以上の地域で2年以上にわたって試験を行なうことを薬効を確認するための基準の試験規模にしているが、林業薬剤については水田や畑のように均一な適当な試験地を多くとる

ことはなかなか困難である。また、試験実施の可能な試験機関も限られている。この点を出来るだけ円滑に行なうため、現在はご承知のように林業薬剤協会が取扱いになつて委託試験の制度が行なわれている。農薬会社から委託を受けた協会が、各営林署並びに林業試験場に依頼して試験を実施していただき、その結果は取扱いられて検討会に付され、協会依頼の専門の調査委員によって審査される仕組になっている。除草剤部会（林地の下刈り、地ごしらえ）、病害部会（カラマツ先枯病除草剤等）、虫害部会（松くい虫除草剤等）に分れて実施されていることもご承知の通りである。（なお一般的な農作物対象の殺虫・殺菌剤の薬効、薬害試験は日本植物防疫協会、除草剤、植物成長調整剤は植物調節剤研究協会の委託試験制度を中心として

現在行なわれている）。

これらの委託試験成績の結果は、多くの専門家の批判を受けてきた成績として、農薬検査所の登録農薬の審査の際には十分尊重されている。もちろん、検査所は独自に試験成績を検討する立場に立って審査しているのであるが、検討会が行なわれていない一般の試験成績に比べて、この委託試験成績は重い比重をもって取扱われ、上述のような林業薬剤の試験についての成績検討の困難性（同一条件下の試験区がなかなか取り難く、また実施する場所も限られていて、試験成績から明らかな結果が得難い）を幾分でも解決するのに役立っている。

薬効の審査について、もう一つ注意されるのは、その農薬の効果が防除率何%ということより、従来使用されている薬剤に比べて効くか効かぬかということが問題で、農薬として使用価値があればよい、言い換れば薬効60点以上の農薬は全部合格であつて、登録の際にはそれが100点であるとか80点だとか60点だとかの優劣はつけていないということである。60点の農薬でも安価であれば経済的にそれを選んで使用する場合もあるであろうし、多少値段は高くとも100点の効果の優れた薬剤を使うようになるかもしれない。その点は使用者の選択に任せられているのである。もちろん、著しく効果の劣るものは登録されないので、或程度の効果はすべての登録農薬に期待できるけれども、登録されている農薬はすべて100点の優れた防除効果を示す薬剤であると考えるのは間違いであり、従つて効果の程度を十分理解して使用目的に沿う薬剤を選択し、使うようにしてもらいたい。

これに反して薬害の点では、薬害が生ずるような農薬の使用は認められず、所定の使用方法によって使用すれ

ば安全であると認められた時に、はじめて登録できるようになっており、この面では厳しい審査基準になつてゐる。（ただ薬害が僅かに起こつても収穫物の収量に影響を及ぼさないことが認められれば認められることがある）。また、薬害の発生するおそれのあるような環境条件、使用方法等については、必ず使用上の注意事項に記載するようになつてるので、十分注意事項を守つて事故のないように使用することをお願いする。

おわりに

以上の問題点の他にも、林地除草剤として現在広く使用されている塩素酸塩除草剤のように燃焼性の強いものについては、火気に対する取扱いの規制を行なつて登録され、使用に当つては細心の注意が要請されている。ま

た、人畜、魚貝類に対して毒性のある薬剤については、それぞれの使用制限が加えられ、その規制のもとに登録されている。何度も重ねて述べるようであるが、農薬の使用に当つては、製品に記載の注意事項を必ず守り、適正に使用していただくようお願いするものである。

林業への農薬の利用は、比較的新しい開拓分野であつて、新農薬の開発試験については農耕地の場合に比べて困難な問題が多く、まだ基準となるような試験方法も確立されてはいない現状である。しかし現在、この面の技術的な点については、林野庁、林業試験場、林業薬剤協会、開発会社等の非常に努力によって順次解決されつつあり、今後の新しい林業薬剤の開発が期待されている。

は、こういうことが達成されれば、これまで原始産業として、自然の条件のなかで労働力だけに頼ってきた林業経営が、大いに合理化されて、いわゆる近代的な余裕をうける、ということになるには違いない。とにかく、こういう要請が林業の方から出されているということは、本来の薬剤効用のうえに、林業薬剤としての、さらに新らな期待が加わってきたということである。

その代表的なものとしては、林業に使用する除草剤である。これについては目下林業薬剤協会でも、主題としてとりあげて、メンバーを総動員して、適剤の開発に努力しているところであるが、なかなか多くの難しい問題が残されているようである。

ここで除草剤の問題を整理してみると、先にものべたように、林業で除草剤を使う場合はやはり苗畠と造林地が対象となってくる。しかし周知のことながら、それぞれが農業の場合とは、その環境が非常に違つて、ということを考えおかなければならぬと思う。なかでも苗畠は、耕作地を使つていてということでは農業とは非常に近いはずだが、実は農作の場合と比較すると、成長の遅い木本の苗木が苗床に密生の状態で植えられていること、苗木は多年生で、毎年同一の土地で土壤改良を加えながら連作をしている、というような状態は、やはり農業との相違点として考えておかなければならないことである。

次に造林地の場合は、これも周知のことには屬するとは思うが、まず第一に山地という特異性が厳存しているほかに、いわゆる自然地のなかに苗木をもつて植えたものであるから、これはもう農業との共通点といえば、ただ土地生産業であるということ以外にはない。すなはち造林地は自然地なのだから、目的とする苗木だけが育つといふところではない。また苗木とともにある植生も、草本、木本を併せて、初めの間は、苗木の何百倍と

林業薬剤隨想

細 越 進*

一般に、林業経営のなかに薬剤が使われ始めたのは、年代的には最近のことには属するかもしれないが、しかし相当に早い頃から使われ出したものではないかと考えられる。その使用の状態を考えてみると、苗木や造林木の病害とか虫害を防除するには、やはり薬剤によらなければならなかつたし、また林地の中で行われる素材の一時的な防腐なども、薬剤を使わなければ目的を達することができなかつたので、林業では薬剤によるしか方法のないところに使われてきたものであった。

また林業で薬剤を使用する場ということになると、一つは種子と苗木を対象とする苗畠と、苗木が山地に植えられているいわゆる造林地の場合と、それから防腐の場合は、山の中の広葉樹などの素材の仮土場などで使われていた。そしてこれまでの林業に用いられる薬剤の使用は、こういうところで、苗木・林木・素材に対して、それらを保全するために薬剤が使われてきた、ということもその実態であったと思う。

ところで最近では、林業経営の方から、労働力の不足を薬剤の効果で代替できないかということと、また広く林業に薬剤を導入することによって、その経営効果をあげることができないだろうか、というような新らな要請がこれに加わることになつてきた。考えようによつて

* 紙パルプ連合会

いう量であるし、その種類も多く、しかも種類によって季節的に盛衰があるって優勢種が交替する、ということもある。だからといって苗木だけを残して他の植生を全部根絶したとしても、苗木がよく育つかというと決してそうではない。かえって苗木の生育を阻害したり、林地を荒廃させることになるであろう。すなわち山地に植栽した苗木には、確かにこれらの植生は邪魔者には違いないが、やはりこれらの植生と共生の関係を保ちながら育つということが、大切な一つの条件となっているのである。

したがって、従来林業のなかで行なってきた下刈手入などの保育事業は、これらの自然的条件のなかで、苗木の生育を促進する程度の補整を、人力をもって行なってきた、ということである。だから、いま、林業の経営上労働力が不足してきたから、その省力のためにこれを薬剤の効果で補おうとはやる思想は判るが、さりとてその解決が右から左に安易に実現することには、なかなかならないのではないかと考えられる。すなわち相当な時間をかけて努力してゆかなければならぬことであろう。

現在農業で使われている農薬といふものも、多年の研鑽を経て今日のように増産に貢献するところまできたものであると思うが、これをもって、同じ土地生産だからとイキなり造林地にもっていっても、必ずしもより早く最終の成果に結びつくことにはならないのではないかと考えられる。

すなわち、くり返すようだが、農業の場合は耕作地で行なわれる土地生産だから、そこには雑草のないことが本来の姿なので、そこで使われた農薬が特効を現わしているとしても、自然地である造林地にこれをもってきて、雑草の中にある苗木を育てるに役立てる、ということについては、どうも甚だ危ないもののように思われてならない。だから林業で使う除草剤については、農業に模倣することは、おそらくあまり意味のないことのようである。すなわち林業本来の環境をつぶさに分析して、純粹に林業用の薬剤として、新らな設計での開発をはかってゆくという基本的な態度があつてもよいと思われてならない。

た実際に使用する場合に問題になるのは剤型である。現在でも除草剤には粉剤・水和剤・油剤などの剤型があるが、やはり使用上ではそれぞれ特長と欠点があるといわれている。この場合でも造林地の条件を充分に把握して、初めてその剤型が選ばなければならぬ。すなわち造林地は、施業する面積が広く、いわゆる山地で高いところだし、多くは傾斜地であること、その上に風が強く温度差が激しいというようなことがある。この場合共通的にいえることは、薬剤は少量で効果の期待できるものであること、軽量で水をあまり使わないも

のであることなどがあるが、基本的には、苗木が雑草のなかに埋まっているので、薬害を起こさないようにする、ということが剤型でも大切なことではあるまい。さらに現地での貯蔵は、設備が不完全だし、多湿だということも考えに入れて、剤型を林業的なものとしなければならないと思う。

それから除草剤は大なり小なり人体とか動物などに対する毒性があることになるが、使用する林業の立場からいえば、面積的に広いところに、最少の労働力で、しかも機械力の低い状態で使用することになるので、人体に対する毒性が常に最大の問題となっている。また林地は山の中だからといって、隣接する農業とか養魚などにも注意しなければならないといわれている。

こう考えてみると、林業の要請している除草剤というもののは、とても難しいものようだが、いずれは、もとに戻って、これらの条件の上に役立つような適剤を開発するという態度で、その成果を急いでもらわねばならないと思う。

次に殺虫剤のことについて一言させてもらいたい。一般的に林業でいう虫害は葉を食害するものと、材の中に入る穿孔虫があるが、食葉虫の場合は、その対象となる林分が、樹高1mくらいから20m以上にも及ぶ立体的な構造であることと、さらに面積的にも広いということが条件としてあげられる。樹高の低い場合は別として樹冠層が高くなってくると、やはり適確なやり方と、それに伴う剤型が要請されることになる。しかしこの場合は、その防除方法も剤型も現在ではすでに経験ずみのことであって、燐煙によるとか、航空機で空から粉剤を散布するということが行われているので、効果と費用の比較以外は別に問題はなさそうである。

ところが穿孔虫の場合は、羽化期の成虫の防除は食葉虫の場合と同じでも、実際に被害を与えてるのは、生立木の樹皮の下に穿孔している幼虫がそれなので、いわゆる樹皮の下で害をなす幼虫の防除については、いまのところまだ適確な薬剤がみあたらぬといえるようである。従来は穿孔虫の被害木を伐倒して、皮を剥いで焼却するという機械的方法がとられていて、現在でもなおこの方法が行われている。そしてこの方法は穿孔虫の被害に対しては世界的に共通して一番確実な方法だとされてきたものである。しかしながらほど方法としては確かに完璧だが、これを林業的に全面的に広く行なおうとするには決して完璧なものではいいがたい。近頃これに代わる方法として、伐倒した丸太に、水和剤かまたは油剤を使ってやることが考えられてきた。そして一部ではすでに、そのための専用薬剤も市販されているようである。しかしこの場合でも、必要な薬剤の量と、その効果、または作業効率という面からみると、さらに検討

すべき点がまだあるようである。したがって現在でもそれしか方法がないということで剥皮焼却の方法によっている状態なので、伐倒した丸太の場合でもそうなのだから、立木に入っている穿孔虫の幼虫を防除する薬剤ということになると、問題の解決はまだ彼岸の向うにあるということであろう。

これまで述べてきたことは、造林地の除草剤と、穿孔虫に対する防除薬剤ということになるが、この実用的な林業薬剤の開発は、現在ではまだ実験調査の分野が非常に広いし、やるべきことも甚が多い、といえば皮肉なことになるが、林業が、林業薬剤に、その薬効と経済効果を期待することは、林業者の声であり、また切実な願いなのである。

或はいまではまだ夢に属することかもしれないが、もしここで、われわれがこうありたいと思う林業薬剤の在りかたを言い表わしてみると次のようなものではないかと思う。すなわち造林地の除草剤としては、造林と同時に林地に施用すれば、苗木には無被害で、保育期間を通じて、植生の成長を、常時半分くらいに抑制するものということになる。また殺虫剤の方でいうならば、相手が樹皮の下にいる幼虫だから、立木のどこかに塗付するか、または空中から散布すれば、それが樹体の中に吸収されて、樹皮の下でふ化した幼虫が樹液で全滅してしまう、といったものが欲しいということではあるまい。

しかしこのようなことは現在のところでは夢の中の夢でしかないかもしれないし、人によってはハッタリの放言ではないかなどと考える方もあるかもしれない。とはいっても、原始産業としての林業の中にいる者達が共通して、いつかはこういうものが開発されなければならないと真剣に願っているのである。これをたわごとだと軽くあしらわないで、速かに実現していただきたいということをここにくり返して、本稿を終わることとした。

林業薬剤協会へ

お願いの
書翰

中村毅
(八千代町)

拝啓 貴会におかれましては、発足してまだ日が浅いにもかかわらず、林業薬剤開発のため数々の業績をあげられ、なお一層ご発展なされておりますことは、ご同慶のいたりに存じます。

今後ますます貴会のご発展と会員各位のご繁栄のためにと思いまして、私個人として思い浮かべたことなど申し上げ貴会の関係の皆様の積極的なご配慮を煩わしたいと、お願ひ申し上げる次第であります。

〔お願いする事項〕

林業協は、将来、農業における植物防疫協会と同様な地位と事業内容をもつことを目標とすることを考えますが、とりあえず、つぎの事項について検討していただきたいと存じます。

その1. 薬剤開発の対象（森林病虫獣）を
増加すること

現在とりあげている除草剤、先枯病防除剤、松くい虫防除剤の3部門は、林野庁の行政上きわめて重要な課題でありますから、なお一層の試験研究を必要とすることは申すまでもありません。しかし、林野にはこのほかに食葉性、吸汁性、虫えい形成性、髓部食害性、食材性、種実食害性、根部食害性等の虫類の害があり、病害では

新刊ご案内(11月上旬発売)

林野庁修林業薬剤ハンドブック
—林業薬剤の手引書—

内容： 病害編・虫害編・獸害編（おののの、主要病・虫・獸害の防除法と、主要薬剤の使用法を詳述）、除草剤編・参考編・資料編（関連法規抄ほか）、用途別薬剤名と成分および会社名表 etc.

発行所 社団法人林業薬剤協会
(申込先) 東京都千代田区大手町2-4 新大手町ビル522号室
電話 東京(211)2671-4

B6判・上製・ビニールカバー付
298頁 ¥680円70

土壤伝染病、さび病、葉枯性病害、赤枯病、枝枯病、胴枯病、葉ふるい病等多数ある。また、土壤線虫やは乳動物類の害もきわめて大きい。

これらの病虫獣の防除についても早急に解決しなければならないものがあります。行政機関も技術指導者も林家も待望しております。

その2. 試験研究担当者・協力者の範囲を広げること

現在は、協会、国有林、林試および大学の一部で実施しておりますが、地方の公立林業試験場や指導所、民間その他外部の研究機関等にも分担してやれるようすれば、研究事項の拡大にも、研究成果の普及にも役立つと思います。

公立林試は、国立林試の支・分場が強化されたこと、専門技術員の配置をしたこと、試験設備の助成をしたことなどによって、かなり体制整備ができております。

その3. 国有林への依存度が高すぎはしないだろうか

現在は、試験課題の関係（試験の場）協会の運営上の都合などで、国有林との共同研究という形でかなりの国有林依存度によっているが、現状では止むを得ないでしょう。しかし、国有林に試験研究機関を設けよという意見のあること、経営の合理化からの意見、およびその2に関連して、公立林業試験場の活用、協力を得るための体制等を考えた場合、将来は独立自活するんだ、という方向に努力すべきではないでしょうか。ただし、協会自身が政府や国有林などの必要とする試験研究を行い委託費や助成費を受けることについては、大いに努力すべきでしょう。

その4. 協会独特の研究はできないだろうか

現在の研究課題、研究内容は、そのほとんどが国立林試のやっている事項ばかりです。大部分が林試の先生方を試験担当者にお願いしている現体制では止むを得ないと思いますが、林試でやっていない（やれない）事項について、協会（会員会社の研究部を含めて）自らが行なうか、あるいは、外部研究機関に委託するような体制はとれないでしょうか。前述（その2）とも関連して検討していただきたいと思います。

以上は、試験研究の能率的推進と成果の実用化促進を図り、併せて貴会および会員各位のご繁栄を期待する目的で、私見を申し上げました。ご了承下さいませ。

末筆ながら、貴会関係各位のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

ヘリ散布 見たまま

権根正一

はじめに

本年度国有林その他において、林地用塩素酸ナトリウム系除草剤が、主としてササの枯殺のために、その散布方式の最終方法であるヘリコプターによる散布が実施され、今後本剤のみならず一般林地用除草剤の林地における使用面での、大きな展開が期待されるにいたりました。

しかしながらヘリコプター散布実施にあたっては、今後検討すべき問題点がなお幾多あると思いますが、私が今年その試験散布、各所の事業化散布等を見学、立会った時に感じた点をつぎに記し、今後の参考に供したいと思います。

1. ヘリポートの設定

除草剤散布地域が山間奥地であるため、地形気象条件等に支配され、その設定個所の選定はむつかしいものですが、散布作業の能率をあげるために最も重要なことで、除草剤、ガソリン等の運搬、ヘリコプターの離着に便のよい所等、現地の状況に精通している人と航空会社の担当者とが事前によく協議の上、最良地点に設定すべきだと思います。

ある所で最初に設定したヘリポートが、いざ散布開始にあたり、パイロットが来て試験飛行の結果、地形による気流の変化が激しい時に、除草剤を搭載して飛行した場合のヘリコプターが下降気流のため下方に押し流される危険もあるとのことで、急きょヘリポートを移動することになって、整地や、準備した除草剤、ガソリン等を他に運搬することになり非常な労力と時間の損失、これにともなう無駄な経費を費した例がありました。

これは特にヘリポートと散布予定地との標高差の大きい所、沢の多く入っている地形的に入りくんだ所や、地形の急峻な所等は、ヘリポートの設定には充分配慮すべきと思われました。

2. 敷布作業

ヘリコプターによる除草剤の散布については、航空会社が既に農薬散布の経験も豊富で、林地に平均に散布す

る技術は、実際に散布した区域内の落下量の測定結果、及び散布後のササの枯殺状況から判断してますますと思われました。

しかし比較的傾斜のゆるやかな所や尾根筋等及び下刈地区、準備地持地区は別として、伐採前地持地区で急傾斜、深い沢ぞいの所、上木が常緑樹で覆われた所等は散布むら、及び散布されてても枯殺効果が現われてない所が多く見受けられました。

これは上木の下の沢ぞい地区は、太陽光線の照射も少なく、除草剤の主成分である塩素酸ナトリウム（以下塩曹と略称）の分解が遅くなること、土壌の水分が多いこと、上木、ササの落葉の腐敗が遅く従ってその層が厚く、塩曹がササの根に到達するのが阻害されること、あるいは流亡する等塩曹そのもののササの枯殺効果が減ぜられるという推測もありますが、今後除草剤の散布地区的選定、散布量を増加する等の措置が必要と考えられます。

3. 敷布装置

私が主として見たベル 47 G-3 B-KH 型ヘリコプターの散布装置は、タンクの搭載量 150~200 kg で、アジャーティー、インペラの回転速度により落下量が調整され（飛行速度が一定の場合）、実際の散布は大体の落下量 100 kg/分、有効散布幅 15~20 m で実施されました。林地用除草剤（塩曹系）は ha 当りの散布量が 100~250 kg（ササ地帯）と大量散布され、かつ、気象条件のよいときをねらって限られた時間に散布するケースが多いので、除草剤の搭載量が多いこと、落下量がたやすく加減できるなど、効果的な散布が行なわれる装置の改良が必要と思いました。

なお1回の飛行（1 Flight）に要する時間の一例をあげますと、ヘリポートより散布地区までの平均距離約 1,200 m、ヘリポートと散布地区の平均標高差約 270 m、除草剤の搭載量 200 kg、落下量約 100 kg/分の条件下で

積込時間 1 分、散布時間 2 分、往復時間 3 分の計 6 分でした。

大体各地区の 1 Flight に要する時間は 5~8 分で行なわれています。

4. 敷布地域の確認

林地でのヘリコプターによる除草剤の散布は、農業における水田、畑等の場合と異りパイロットの方が散布区域を確認するのに苦心されたと思いますが、これは下刈、準備地持地区等には作業員の方が目標を要所々々に設置することも可能ですが、伐採前地持地区は不可能な場合が多く、尾根筋あるいは特定の樹木等を目標に散布されたため、散布区域確認不充分のため区域外散布によ

る除草剤の損失はある程度あったと思われます。

将来、何等かの方法で散布区域に適当な目標が設置される工夫がなされ、散布区域外散布による除草剤の損失を防ぎ、より効果的なヘリ散布ができるようにすべきと考えられます。

5. 植栽木への影響について

下刈地区に塩素酸ナトリウム系除草剤がヘリコプターにより全面散布された場合、私の見た事例はまだ少なく、早々に結論を出すのは無理ですが、100~120 kg/ha の散布で植栽後 3 年以上のスギ、ヒノキ、トドマツに対する薬害は殆ど無視してよい位出でおりませんでした。

その他

塩素酸ナトリウム系除草剤がヘリコプターにより散布できるようになった経緯、実施例、除草剤の安全性等については、スリーエムマガジン No. 65、林野庁伊尾木前造林班長、林業と薬剤 No. 17、真木氏が発表されておりますのでご参照下さい。

（大同商事 K.K.）

エゾノウサギの生態

柳沢正雄

はじめに

エゾノウサギの生態については究明されていない分野が多くあるといわれ、さらに、駆除に関しては一進一退の現状である。従来より、殆ど解明されていなかった部分に關し、飼育実験と野生観察の両面調査によって得られたデータを、現在、再検討の段階にある。飼育の場合と野生の場合との程度、共通するかは両面調査によって確証を得る以外に方法はない。

以下、エゾノウサギの生態を究明するため、今まで調査した諸生態について報告してみたい。

1. 繁殖頭数

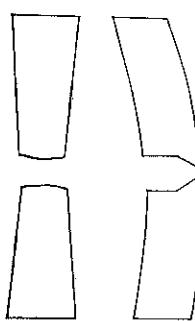
年間におけるノウサギの分娩回数を測定する方法は、飼育実験の段階のみにおいて試みる以外に方法はない。飼育上で発情があると認められた回数は、年に 2 回であったが、再度の飼育で実証したいと思っている。

ノウサギの出産頭数であるが、通常は 4 頭が限度でないかと考察される。その論拠は、ノウサギに乳房が 8 房あることである。畜犬の場合に、哺乳状態を観察すると、ある乳房が枯渇すると他の乳房へ移行するなど交互の哺乳がみられよう。つまり、1 頭が 2 房を保有することによって正常な成長が約束されるということである。

例外を除き、ノウサギの乳房数から逆算して推定するならば、生理的にも肉体的にも自然界にうちかつたためには、その出産頭数に限度があることから4頭が自然と思われる。

2. 四肢と兎歯

ノウサギの腹部をみると、年間を通じて白色であるが、これらは保護色を持つ動物のすべてに共通している。四肢の内、前肢の指は5本、後肢の指が4本からなっている。この各指を拡大してみると、アヒルの肢甲と同様の機能を持っている。このことは多降雪があるても、雪中へ深く踏み込まないようにできている。



正面図 横面図 ことが多く、このため容易に草類を口中へ送り込むことができず、かつ、充分な噛合をしないで飲み込むため下痢状を起して死亡すると考えられる。

3. 寿命

エゾノウサギの命数は2年から4年くらいの間しか保てないといわれている。

近年の捕獲頭数をみると狩猟者と有害鳥獣許可者による捕獲頭数は100万頭くらいと発表されている。このほか自然死する頭数を算入すると年間頭数は相当な数字となる。自然死するノウサギについては、私は職務の関係上、広域にわたって林内に入るが、いまだに、野たれ死にしている状態のものを見聞したことではない。これらはノウサギのみに止らず森林内に棲息する四足動物にも共通している。

これは森林の面積に対し棲息数が希少であり、また死後他の動物にくわれたり、ふはいすることによって発見されないということが考えられる。

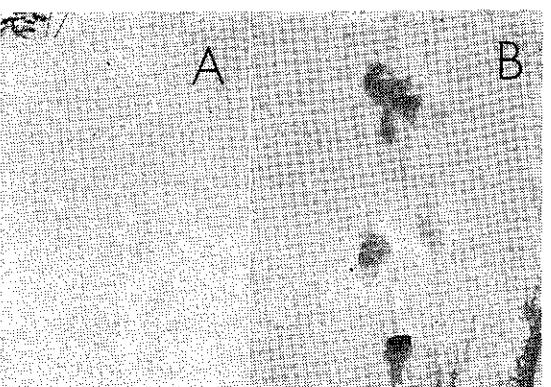
この点について、イギリスのリプトン教授は、その不可解な現象を明白に証明している。すなわちリプトン教授は象の墓場に関する研究で有名だが、森林内には無数の兵隊アリが棲息しており、象の死骸に数多くの蟻がむらがっている事実を発見した。この状態は象の場合に限らずすべての死骸に蟻がむらがり喫食するから死骸は存在しないという説を発表した。その理論は蟻が生理的に持っている「亜酸」の働きによって、たとえ、象牙であ

っても溶解させてしまう作用があることを実証している。

4. 行動範囲

エゾノウサギの雪上における行動範囲については、従来のデータをもとに細分化した方法で調査を続行中であるが、10cmから15cmの降雪に直面すると、通常の行動距離に対して半減することが実証された。

ノウサギの四肢については前述したとおり、肢指は扇型の機能を持っていて、降雪のあったときは四肢の指を開いて歩行するため足跡はいたって大きく残り、逆に、無降雪の場合は小さい。



さらに、写真(A)は2月上旬に15cmの降雪があったとき撮影した足跡である。写真(B)は3月下旬の堅雪時に残された足跡である。(A)の場合、歩行ににくい2点間の足跡が直線状(前肢の跡を後肢が踏んでいる)となっていることがわかる。逆に、(B)の場合、堅雪のため歩行(正常)しやすいので、前後肢ともやや変形した長方形の足跡を残すなどの特色がみられる。従って、多降雪のあったときは、通常の行動範囲より狭く、無降雪のときは広く歩行すると考えるのが自然であろう。

5. 防除

ノウサギは毎年、おおむね一定した頭数が捕獲されているが、翌年になると捕獲された分が繁殖して絶体数には何等の変動もないという現象を呈している。このことは現在の駆除方法のみに頼っているからあって、駆除をする以前において予防対策を強力に実行すべきであろう。石川県の志賀町でノウサギの被害が発生したとき、造林木の食害対策に天敵としてキツネを放つことが報道された。

エゾノウサギの場合、飼育実験によって、年間における採食曲線は、9月と10月がピークとなり、第二次的なピークは5月であることが明らかとなった。5月のピークより6月に入ってから下降し、さらに、7月から10月まで急な上昇採食曲線を示している。

北海道と本州とは季節にも較差はあるが、ノウサギにとって最も多く採食しなければ越冬できない時期があるから、その時期に何らかの防除対策を考えれば被害を未然に防げるのではないだろうか。

6. 視覚能力

エゾノウサギの視覚距離については、殆ど明らかにされていない。2カ年間にわたって調査の結果、非常に敏感な反応がみられた。写真(C)の標識を造林地、小径木地帯、原野の3カ所に分けて埋設した。初回は赤ビニール・テープをタルキに巻付けたところ、以前まではタルキの周辺を通過していたものが、2mから8mの間隔をもって歩行している。

3日後、写真のようにテープを垂下させて翌日の距離を計測した結果、10mから30mの半径を保ち、その周辺を歩行していた。このことは、エゾノウサギにとって着色の判別ができる視界距離を示している。

再び、テープをタルキに巻付け、翌日、その反応を調査すると0.3mから4mの半径をもって周辺を歩行している。これらの確認方法は、雪上に残された足跡から標識の間を計測したものである。

原野の場合、ノウサギが赤ビニール・テープを発見した位置の足跡をみると、直線(もしくは蛇行)から一時停止し、急激にカーブ(自然ではない)へと路線を変更している。すなわち、エゾノウサギの着色に対する視覚距離は、物体の大小にもよるが、赤ビニール(国有林の立木処分境界を標識する)を試用した場合、前記のような反応調査から得られた距離は30mと算出された。これらは薬剤を使用して防除する場合、その大きさを決定したり、着色を選定する一因子とするための調査であることから、さらに、継続して調査を実施中である。

おわりに

飼育実験で諸生態を実証したが、すべてが野生に共通するということではない。飼育と野生の生態を照合し、初めて、合致したものが眞の生態であろう。さきの志賀町の食害は飼育の採食曲線と照合した場合、ノウサギにとって生理的にも時期的にも多くの採食を必要としている時期ができるから、その時期に被害を受けたのではないかろうか。

また、ノウサギの行動範囲は降雪の有無で異り、新多雪では狭く、無雪では広い。しかし多雪であっても歩行には支障のないような仕組を持っていることが、両面調査により実証された。

防除対策は生態の実証がなされないと容易に樹立することができない。そのため、各地方で多くの被害が発生していると考えられる。

(旭川局 枝幸営林署)

N-E-W-S-N-E-W-S-N-E-W-S-N-E-W-S-N-E-W-S-N-E

海外ニュース

XIII

N-E-W-S-N-E-W-S-N-E-W-S-N-E-W-S-N-E

モミに寄生する線虫のDBCPによる 防除試験

米国インディアナ州のブルースブルズ(*Picea pungens*)の不成績苗畠3カ所について線虫の調査を行なった結果、*Helicotylenchus*, *Xiphinema*および*Pratylenchus*をふくむ7属の植物寄生性線虫が普遍的に見出された。しかし、不成績地には必ずしもこれら寄生性線虫の棲息密度が高かったわけではなかった。この問題に関してさらに、FERRIS, J., and LEISER, T. (Control of nematodes associated with blue spruce, Plant Dis. Rept., 49 (1): 69-71, 1965)は線虫のブルースブルズの生育に及ぼす影響と殺線虫剤の防除効果を明かにするため苗畠試験を実施した。DBCPの薬害限界濃度を予め室内において他全苗木につき求め172ボンド/エーカーまでは目立った根の損傷を生じないという結果を得たので、苗畠試験においてはこの1/2の濃度を採用した。薬剤は2種の製剤(Shell Nemagon EC-2およびDow M-712), 处理法は土壤注入およびかん注の2様とし、処理前後の線虫棲息数の変化を追跡した。この結果何れの場合も薬剤による処理は有効で、線虫棲息数をいちじるしく減少させると共に少なくとも24カ月間は増加を抑へることができた。この苗畠において優勢線虫である。*Helicotylenchus*および*Xiphinema*ではこの傾向が明かに認められたが、もともと棲息数の少なかった*Pratylenchus*については明かな傾向を把握するまでには至らなかった。薬害についてみると、苗畠試験濃度は室内試験で求めた濃度の1/2であるにも拘わらず苗木の枯死を生じた。処理法との関係についてみると、注入でかん注よりも薬害が激しく生じた。しかし、苗木の葉

色、上長生長には処理間にも対照との間にもみるべき差を認めなかつた。根における薬害は損傷が増大の原因となることがあるので苗畑試験における苗木の枯死は、線虫による、また過剰施肥による根の損傷が薬害をより著しくしたと見るべきであろう。

ペーパムによるニレの根よりの感染防止

ニレ立枯病の防除剤に関するニュースは既に本誌7号海外ニュース欄にかなり詳しく紹介した。その際本病に関する概説的な説明も加へたので参考されたい。7号にも紹介されているように本病の防除には、媒介昆虫の防除が極めて重要でありその効果も極めて高いので、米国では各都市において実行されている。ところがこの作業を実施している都市での発病状態が健病樹根のゆ合により病原菌 (*Ceratocystis ulmi*) の媒介に極めて重要な役割を果していることを暗示している。たとえば、イリノイ州の多くの都市では、媒介昆虫防除により本病による枯損率をニレの生立本数の1%以下におさえてきているのに、毎年罹病樹に隣接するニレが新しく感染を受け罹病している。さらに、ある市で樹株に亜硫酸ソーダを注入したところ、隣接健全木にまで薬害が及んで、両者のニレが互に根のゆ合により連結されていることを示した。そこで6都市において隣接木のゆ合の瀕度の調査が行なわれ媒介昆虫防除が行なわれている場合には大部分のニレの感染は健病樹間の根のゆ合を通じて行なわれることが明かになった。土壤殺菌剤ペーパム (N-メチル・ジチオ・カーバメート) の32.7%は健病樹間にかん注されたときニレの根を殺し、健病樹のゆ合を絶ち切ることができるが健樹の樹冠に薬害を生ずることはない。このため、ペーパムが防除剤として有望視されるに至った。そこで常法の媒介昆虫防除作業を実施している都市においてペーパムによる根部殺生が本病の感染を防ぎうるかどうかが試験された。

NEELY, Dan および HIMELICK E. B. (Effectiveness of vapam in preventing root graft transmission of the Dutch elm disease fungus. Plant Dis. Repr.,

49 (2): 106—108, 1965). は病樹に接する健全樹の発病率からペーパムの効果を検討して本病の根のゆ合部よりの伝染の防除に効果のあることを証明した。薬剤による処理時期はいちよう病徵が発生した直後である。因みに病樹は処理2週間後に伐採される。薬剤の処理方法は7号に紹介したのとほぼ同様であるが歩道・車道と植込との距離的関係に応じて変えられる。発病樹として発見され薬剤処理を受けたもの、近くにある当時健全だった樹の1年後の発病率とそれらの距離との関係は、処理の有無にかかわらず病樹よりの距離が増大するにつれ発病率は減少する傾向にあった。病樹より35フィート以内にある健全樹は無処理区では50%の発病率を示し20フィート以内では80%にも達したのに反し、処理樹では35フィート以内で19%, 20フィート以内で29%とはるかに低い発病率を示した。また、このペーパム処理によって各距離範囲における発病率の減少は59%~66%に及び、これはとりも直さずペーパムによる根のゆ合部を通じての伝染が抑制された結果であると解される。さらに5都市における調査結果では、病樹より35フィート以内にある新しい発病は処理区で5%, 無処理区で18.9%と処理効果のすぐれていることを示している。また2都市の遊歩道における病樹周辺のニレ100本を無作為に抽出し距離的分布を調べてみると、その50%が25フィート以内に植栽されており、根のゆ合を通じての伝染がかなり高いひん度で行なわれうることを暗示している。事実他の調査で25フィート以上の距離にほとんどのニレが分布している場所では発病率ははるかに低下していることがわかっている。また、根のゆ合よりの伝染は、薬剤の届かない歩道や車道の下でも起っているだろうし、ある場所には処理前にすでにゆ合部よりの伝染が完了していることもあります。したがって処理時期が防除上の極めて重要なポイントとなる。もし、歩道、車道や他の植物などの障害物が少なかったならば、この実験の結果はさらに効果的であったのではないかと考えられる。

(林業試験場保護部樹病研究室 高井省三)

原稿募集

皆さんのご指導、ご協力によりまして、当協会発行の「林業と薬剤」の機関誌もお蔭様にて、18回の発刊を迎えることになりました。

林業用薬剤も、有効なものが開発され、その使用量も増加してまいりましたので、薬剤散布経験等多いかと思います。現場でのご体験により、散布上の注意すべき点、成功談、失敗談、また薬剤に対する要望などを、今後薬剤使用上の参考にぜひお聞かせ下さい。広く投稿をお待ちしております。

禁 輸 載

昭和 41 年 10 月 30 日 発行
額価 100 円

編集・発行 社団 法人 林業薬剤協会

東京都千代田区大手町 2-4
新大手町ビル 522 号室
電話 (211) 2671~4